

# 食事負担額 変更のお知らせ

令和8年6月1日より、健康保険法に基づき入院時の食事負担額が下記のように変更になります。

[ 入院時1食あたりの食事負担額 ]

一般の方 (一定以上の所得のある方)	550 円/食 ( 510 円 ⇒ <u>550 円</u> )
指定難病の患者	330 円/食 ( 300 円 ⇒ <u>330 円</u> )
住民税非課税の方 (低Ⅱ・区分オ)	270 円/食 ( 240 円 ⇒ <u>270 円</u> )
住民税非課税の方 (低Ⅱ・区分オ) (過去12カ月で91日以上入院されている方)	220 円/食 ( 190 円 ⇒ <u>220 円</u> )
住民税非課税の方 (低Ⅰ)	130 円/食 ( 110 円 ⇒ <u>130 円</u> )
平成28年4月1日時点で1年以上継続して精神病床に入院していた患者	260 円/食
生活保護の方	本人支払額がある場合はその負担額

区分に関するお問い合わせは、それぞれのご加入先の保険者にお問い合わせください

- ( 国民健康保険・後期高齢者医療保険 ⇒ お住いの区市町村 )  
( 社会保険 ⇒ お勤め先の加入保険組合 )

令和8年5月22日  
平川病院 医事課